

中部運輸局総務部
中部運輸局自動車技術安全部

令和2年12月25日

連絡先

総務部人事課（処分関係全般）中山、原田

TEL 052-952-8003

自動車技術安全部（検査標章等の持ち帰りや不正表示の再発防止関係） 八木、田中

TEL 052-952-8041 又は 052-952-8043

職員の処分について

本日、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者及び処分内容

被処分者 中部運輸局係長級職員（元運輸支局係長級職員）
国土交通事務官 40代・男性

処分内容 免職（国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号）

2 事案の概要

(1) 無車検及び無保険運行

- ・平成31年1月下旬又は2月上旬から令和2年10月23日までの間、無車検及び無保険の小型二輪自動車を運行した。

(2) 検査標章等の持ち帰り及び不正表示

- ・上記無車検及び無保険運行の隠蔽を図ることを目的とし、業務上不要となった検査標章等を廃棄処理せずに持ち帰り、上記小型二輪自動車に不正表示を行った。

3 再発防止策

本事案発覚後、中部運輸局管内の自動車等通勤者全員に対し、車検、自賠責及び自動車運転免許証の有効期間について確認調査を実施し、対象者全員が適正な状況にあることを確認している。

なお、業務上の違法行為である検査標章等の持ち帰りや不正表示等については、同種事案の再発防止の観点から以下の改善方策を講じている。

- ・中部運輸局管内全運輸支局・自動車検査登録事務所において、不要（使用不能）となった検査標章については、直ちに穴あけパンチ等により再使用を防止する措置を講じたうえで、専用箱等に一時保管し、管理者が当日中にハサミ等を用い切断又は裁断し廃棄を行う体制等を整備。

以上